

# 委員 会 報 告 書

## 1. 議会運営委員会

- ・本定例会の会期を12月9日の1日間とする。

## 2. 社会文教常任委員会

- ・令和元年第4回定例会 発議第6号  
介護保険事業に関する事務調査

## 3. 令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会

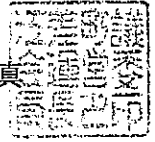
## 4. 閉会中の継続調査申出

- ・議会運営委員会
- ・総務産業常任委員会
- ・社会文教常任委員会
- ・議会広報特別委員会

令和 2年12月 2日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

議会運営委員会委員長 小野寺 真



### 委員会報告について

令和元年第4回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催期日 令和2年11月25日及び12月2日
- 2 出席者 小野寺委員長・飯田副委員長・室井委員・塚本委員・西海谷委員・議長  
町理事者（田畑副町長）
- 3 協議結果
  - 1) 審議議案等
    - 委員会報告 6件
      - ・議会運営委員会 [閉会中の継続調査申し出]
      - ・総務産業常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
      - ・社会文教常任委員会 [事務調査報告] [閉会中の継続調査申し出]
      - ・議会広報特別委員会 [閉会中の継続調査申し出]
      - ・令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会 [事務調査報告]
    - 条例制定 1件
      - ・江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
    - 条例改正 4件
      - ・江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
      - ・江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
      - ・江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
      - ・江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例について
    - 補正予算 5件
      - ・令和2年度江差町一般会計補正予算（第13号）について
      - ・令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について
      - ・令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
      - ・令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
      - ・令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
    - その他 1件
      - ・江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○ 議員発議 2件

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書の提出について
- ・2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書の提出について

○ 町長行政報告

2) 一般質問通告 (5名)

- ・塚本議員 (3-4)、出崎議員 (1-2)、西海谷議員 (3-3)、小野寺議員 (3-5)  
室井議員 (1-1)

3) 一般質問等について

- ・一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
- ・議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、2問目以降は自席で行う。
- ・町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
- ・一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、一般質問は事前通告制のため、再質問、再再質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の質疑は厳に慎むこと。
- ・説明、質疑及び審議にあたっては時間短縮に努め、質問にあたっては、可能な限り1回の質問及び答弁で終了するよう努めること。

4) 会期について

- ・12月9日(水)の「1日間」とする。

令和 2年12月 4日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

社会文教常任委員会  
委員長 塚本



### 委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

- 1 調査事件 令和元年第4回定例会  
発議第6号 介護保険事業に関する事務調査
- 2 調査期日  
令和2年 2月 4日 事務調査内容協議  
2月18日 担当課聞き取り調査（高齢あんしん課）  
7月28日 担当課聞き取り調査（高齢あんしん課）  
11月10日 事務調査のまとめ

### 3 調査の結果

介護保険事業本年4月で開始から20年となる。5年後には、団塊世代が全て後期高齢者となることや江差町における高齢化率が現況37.5%（2020.1月末）と高く、今後もさらに高まることは予測されることから、現行のまま制度を維持するには、保険料の上昇や、介護人材を確保することに大きな課題となってきた。

このことから、本委員会では、これらの課題を整理し、介護保険事業の安定的な運用を継続することを目的に、介護保険事業に関する事務調査を立ち上げた。

本委員会では、介護保険事業の安定的な運用を継続するには、要介護者の増加を抑制し、健康年齢を確保することが重要と考え、介護保険事業の中でも介護予防を中心にこれまでの行政の取り組みや支援等について、担当課の聞き取りを中心に調査を実施した。

これらの調査検討を踏まえ、次のとおり意見を付して報告する。

## <意見>

### 1) 江差町における「一般介護予防事業」について

これまで、本町では介護予防に取り組むための自主グループの育成や住民中心の地域づくりによる予防事業を実施してきている。この中で、ボランティア団体も含め、いきいき健康教室など各種教室等が開催されている。しかし、現況のコロナ渦の影響により、特に「集まる機会の減少」、「行動の制限」、「不安を抱えながら家への引きこもり」など心身機能の低下が懸念されている。社会との接点を失い、フレイルへ（筋力などが低下し始め、心身が弱まってきた状態）と進行していくことが危惧される。

これまで以上、高齢者の「居場所づくり」、「生きがいづくり」が重要となる。介護予防は、行政支援だけでは限界があり、各関係団体との連携強化をより深めていく必要がある。

### 2) フレイル対策について

要介護となる前の、フレイルを見逃さない対策が重要。フレイルの兆しに気づかずに要介護になってしまうケースが多く、調査機関（老齡学・社会科学センター）によると、フレイルを見逃すとその後の介護費用が10倍になるとの試算も出されている。

フレイル健診を実施し、介護予防・改善に有効に活用すべきである。

### 3) 生活支援体制事業について

地域支え合い協議会での情報や意見を「まちづくりカフェ」や「タウンミーティング」の場等とも連動させ高齢者支援に活用すべきである。

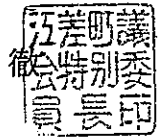
以 上

令和2年11月16日

江差町議会議長 打越 東 亜 夫 様

令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会

委員長 萩 原



委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告する。

記

1 審査事件

令和2年第3回定例会

- 認定第1号 令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度江差町水道事業会計決算の認定について

2 審査の経緯と結果

本委員会は、令和2年6月11日に設置し、7月28日、9月16日、10月27日、10月28日、10月29日の6日間、委員会を開催した。

10月28日には、簡易宿泊所橋本屋の現地調査を実施した。また、10月29日には、町長及び教育長に対する総括質疑応答、意見聴取を行った。

その結果、上記各会計決算については、すべて「認定」すべきものと決定したので報告する。

なお、次の事項（次頁）について意見、要望があったことを申し添える。

(1) 町防災備蓄計画について

新型コロナウイルス対策（3密対策、新しい生活様式等）が進められており、災害時における防災備蓄について、今後、当該対策を踏まえた対応が必要である。

(2) 町公共施設等総合管理計画について

個別施設の長寿命化計画の策定が進められているが、未策定の施設については、早急に対応を進められたい。また、地域集会施設については、防災対策、高齢者対策などの汎用目的があり、関係各課と連携して適正な運用管理をお願いしたい。

(3) 有害鳥獣対策について

ヒグマ、エゾシカによる事故や被害が増加しているところ、狩猟ハンターの担い手不足が喫緊の課題となっている。狩猟免許の取得補助制度など、実効性のある取り組みが必要である。

(4) 看護師育成確保対策について

町内医療機関における看護師不足が著しく、地域医療崩壊を防ぐために、看護師育成確保体制制度の見直しに加え、潜在的有資格者に対する支援方策について早急な対応が求められる。

以上